

群馬大学総合情報メディアセンター情報基盤部門規程

平成 17. 4. 1 制定

改正 平成 18. 4. 1

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、群馬大学総合情報メディアセンター規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、群馬大学総合情報メディアセンター情報基盤部門（以下「情報基盤部門」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 情報基盤部門は、群馬大学における情報基盤の構築とその管理運用を行い、もって情報処理に係る教育・研究の向上に資することを目的とする。

(部 門 長)

第 3 条 情報基盤部門に部門長を置き、群馬大学総合情報メディアセンター副センター長が兼務する。

(分 室)

第 4 条 情報基盤部門に次の分室を置く。

昭和分室

桐生分室

(利 用)

第 5 条 情報基盤部門の利用については、別に定める。

(雑 則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会の議を経て、総合情報メディアセンター長が行う。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。